令和	年	月	日

世田谷区世田谷保健所長あて

住 所 世田谷区若林 丁目 番 号

開設者

氏 名

電 話 番 号 () ファクシミリ番号 ()

歯科診療所開設 届

歯科診療所を開設したので、医療法第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 名 称	歯科クリニック
2 所 在 地	世田谷区世田谷 丁目 番 号 ビル1階A号室
	電話番号(ファクシミリ番号()
3 診療科目	歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科
4 開 設 者	
現に病院若しくは診療所を	
開設し、若しくは管理し、	名称
又は病院若しくは診療所に	 所在地
勤務している場合	
本施設と同時に病院又は	
診療所を開設しようとする	名 称
場合	所在地
5 開設年月日	令和 年 月 日
6 管 理 者	
現 住 所	世田谷区若林 丁目 番 号
氏 名	
免許証番号及び	第号。
登録年月日	マ成 年 月 日 保健所担当者確認欄 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
臨床研修等修了	平成 年 月 日 保健所担当者確認欄
7 診療日時	月火水金9:00~12:00 15:00~19:00, 土9:00~12:00,日祝休診

8 診療に従	担当診療科目及び診療日時												
п ф	担 当			☆凉	⊓⋴±	免詢	忤証 番号 及	び	臨床研	修等修了	保健	断担	当者
氏 名	Ė	診療科	目	1 移	日時	登	録年月	日	登録	年月日	確	認	欄
	仝钐	疹科		全診療	그ѥ	第	号		1				
	土巾	77京11千		土107月	コ 中立				·				
	矯正	E歯科		± 9:00~12	:00	第	号	ŀ	·				
						Н							
9 医療従事	者(i	<u>歯科衛生</u>	生士、	歯科技	工士等)							
 職 種	İ	氏		名	分	許証番	중문		登録年	月日		断担	
144 12	•		,			H 1 HT C		-	17 25 T	, j H	確	認	欄
歯科衛生士					第		号	平成	4 年	月日			
└─────── 10 従業者	 f 定	昌											
		5生士	歯科	 技工士	事務	 i 員						計	
	41 114	.,		17777	- 37.							н	
2 名		1名				1名							4名
11 敷 地 の	面						L	(平	ー 面図は、	別添の	とお		
12 交通機関			囲の見	見取図				<u> </u>	щ 10	75575		- /	
		<u></u>	線		馬	1			 徒步		3分		
交 通 機 関													
			駅	! [コからハ	(ス(ź [:]	<u>1</u>)	Ŧ	車	步		分
敷地の条件	用			近隣	商業地均	 或	防火	(地域		準防力	火地均	 或	
見取図			1		別		1	お!					

(第3面)

13	建物0	D構造	■概要	更及て	グ平面	义											
建	物	別(名	称		構	造	概	要	Ē			建物	勿面積	E	延~	ヾ面積
	ビル				鉄筋	iコン	クリ	ート造	5 ß	き建て	7				m	2	. n
住宅と併設の場合又はビルディングの一部を使用する場合																	
住	宅と	併	設	の	場	合		:	造	階延	≛て	の?	うち		階	m ^² 使	i用
ビル・	ディング	ブの一	·部を	:使用	する場	合	鉄筋コ	ンクリート	造 5	階廷	として	のう	うち	1	階	A号室	. m²
平		Ī	面			図			叧	」 渚	7	の	ح	お	ľ)	
14	歯科	冶	療	室													
室	面	積		治	療い	す	4	給水火象	記設備		防	火	設	備		その他必	要な設備
			m²			3 £	台										
15	歯科	技	I	室													
室	面	積		防し	〕ん 訝	人備	4	給水火氣	記設備		防	火	設	備		その他必	要な設備
			m²														
16	エック	フス約	浅影	置及て	が診療!	室									Į.		
88	±л п±		国定、	、携 ⁻	帯の別		用		途			製	作	者名	及	び型ェ	ţ
	設 号 畳予定の √クス網			固定	Ē	デ	ンタ	ル(歯	科用)				製作	F所		-	
装	置			固定	Ē)١	ノラ	₹(-	般用)				製作	F所		-	
			室	面	積		会内	の構造権	9I ##	t	品析	三室(で出	揺		暗	室
			<u> </u>		们只	,	王 N 3 1	の伸足1	W女];	木川	- 主(ル	们只	Ī	面積	設 備
ング おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おお	ノクス線 療 室					m² 🔒	沿入じ)ボード	: mm					. n	ĵ	m²	
17	その	他の	り施	;設		, I											
	待台	<u> </u>	室					. m²									
	事	务 [室	\perp				m²						\perp			
	消毒		<u>段</u>					m²									
18	建	築	確	認			平成	年		月		E	1	第			묵

(第4面)

19 添付書類

- (1)開設者の免許証の写し、臨床研修等修了登録証^(注2、3)の写し及び職歴書
- (2)管理者の免許証の写し、臨床研修等修了登録証^(注2、3)の写し及び職歴書(管理者が開設者でない場合に限る。)
- (3)診療に従事する歯科医師又は医師の免許証の写し及び臨床研修等修了登録証^(注2、3)の写し
- (4) 土地及び建物の登記事項証明書(土地又は建物を賃借する場合は、賃貸借契約書の写しも添付する こと。)
- (5)敷地の平面図
- (6)敷地周囲の見取図
- (7)建物の平面図(縮尺100分の1以上のもの)
- (8) エックス線診療室放射線防護図(平面図及び立面図。縮尺50分の1又は25分の1のものとし、 壁及び鉛の厚さを記入すること。)

(9)案内図

- (注1)免許証の写し及び臨床研修等修了登録証の写しの添付は、本証の提示確認に代えることができる。提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の確認印を受けること。
- (注2)平成18年4月1日において現に歯科医師免許を受けている者及び同日前に歯科医師免許の申請を行った者であって同日以後に歯科医師免許を受けたものは、医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号。以下「平成12年改正法」という。)第3条の規定による改正後の医療法及び平成12年改正法第5条の規定による改正後の歯科医師法の適用については、同法第16条の4第1項の規定による登録を受けた者とみなす。
- (注3)平成16年4月1日において現に医師免許を受けている者及び同日前に医師免許の申請を行った者であって同日以後に医師免許を受けたものは、平成12年改正法第2条の規定による改正後の医療法及び平成12年改正法第4条の規定による改正後の医師法の適用については、同法第16条の6第1項の規定による登録を受けた者とみなす。